看護経済・政策研究学会　会計規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は，看護経済・政策研究学会（以下「学会」という。）における会計処理に関する基本を定めたものであり，学会の事業活動の健全なる運営を図ることを目的とする。

（適用）

第２条　学会の会計処理は，この規則の定めるところによる。但し，この規則に定めのない事項については，法令，学会の会則に基づくものとする。

（事業年度）

第３条　学会の会計年度は，会則の事業年度と同様とする。

（予算準拠）

第４条　本会計は受取会費，事業別収益，受取賛助金等，および雑収益をもって経常収益とする。学会は毎事業年度開始前に，事業計画ならびに収支予算書を作成し，収支の執行については，原則として予算に準拠して行わなければならない。

２　学会は学術集会ならびに研究会の円滑な運営を目的として準備金を発てる。

（会計責任者）

第５条　事務局は会計事務を処理するものとする。ただし，会計担当者に何らかの事由により職務の遂行が不能と判断した場合は，理事が代わって職務を代行することができる。

第２章　帳簿組織

（会計帳簿）

第６条　学会の会計帳簿は現金出納帳により管理運営する。

（会計帳簿等の保存期間）

第７条　決算書類，予算書および現金出納帳，領収書等の保存期間は，次のとおりとする。

一　決算書類、予算書 永久保存

二　現金出納帳及び領収書　10 年

第３章　予算

（収支予算の目的）

第８条　予算は会計年度ごとに事業計画の内容を明確な計数をもって表示することにより，責任の範囲を明確にし，かつ，予算と実績との対比，検討により事業の運営に資することを目的とする。

（収支予算書の作成）

第９条　収支予算書は，会計年度ごとに事業計画に基づいて作成しなければならない。

第 10 条　収支予算は，理事会ならびに評議会の決議を経て，会員総会の承認を得なければならない。

（予算の遵守）

第 11 条　予算の執行に当たっては，各支出予算に対する支出金が特別の場合を除き，予算外支出にならないように注意しなければならない。

第 4 章　出納

（金銭の範囲と出納）

第 12 条　この会計処理規程において金銭とは，現金，諸預貯金，小切手，郵便為替証書，その他随時に通貨と引替えることのできる証書をいう。

第 13 条　金銭の収納および支払いについては，事務局会計担当者がその理由を証憑書類等により，収納の場合は領収書を発行し，支払の場合には，相手先の領収書等の収受を必ず行わなければならない。

2　学術集会および研究会の会計出納は当該学術集会長および研究会担当理事が行い、当該担当理事は収支報告書を提出しなければならない。学術集会および研究会が終了した次の理事会において会計の報告と承認を得る。事業収益は当該会計年度の経常収益へ繰り入れることとする。

3　少額（3 万円未満）の小払で，定例のものについては，会計事務担当者の専決事項とし，それ以外のものについては，理事長の承認を得た上，実施するものとする。

4　多額（3 万円以上）の物品購入，印刷，設備改善等の支払については，理事長のほか，会計担当理事の承認を得るものとする。ただし，会計担当理事の承認は，事後承認も認める。

（金銭等の保管）

第 14 条　金銭に類する重要物件については，理事長の責任において厳重に管理し，金銭については，理事長の監督のもとに，会計担当者に移管する。

2　手元現金は，当座の必要額を除き，遅滞なく銀行に預け入れなければならない。

3　会計担当者は，期日に入金にならない年度会費が発生した場合は，速やかに，その対策を図ると同時に，理事会の指示を仰がなければならない。

第 5 章　決算

（目的）

第 15 条　決算は，各事業年度の会計記録を整理集計し，当該年度末の収支状況を明らかにすることを目的とする。

（決算書類の作成）

第 16 条　学会は毎事業年度終了後 2 箇月以内に，当該事業年度にかかる次の決算書類を学会の定めた様式により作成しなければならない。

（監査）

第 17 条　学会は前条の決算書類を作成した後，理事会の開催前までに監事の監査を受けなければならない。なお，監事の監査結果についての意見を書面により徴し，決算書類に添付しなければならない。

（報告）

第 18 条　前条により，監事の監査を受けた決算書類及び事業報告書は，理事会ならびに評議員

会の承認を得た後に，会員総会において承認を得る。

2　前項の内容はホームページに掲載する。

第 6 章　雑則

（この規則の疑義の決定）

第 19 条　この規則に定められた事項又は定めのない事項について疑義が生じたときは，理事会の決議によって解決するものとする。

（運営）

第 20 条　会計の運営に必要な事項は別に定める。

附則　　この規則は 2013 年 10 月 19 日から施行し、2012 年 7 月 1 日から遡って適用する。

附則　　この規則の改正は 2023 年 10 月 28 日から施行し、2022 年 7 月 1 日から遡って適用する。